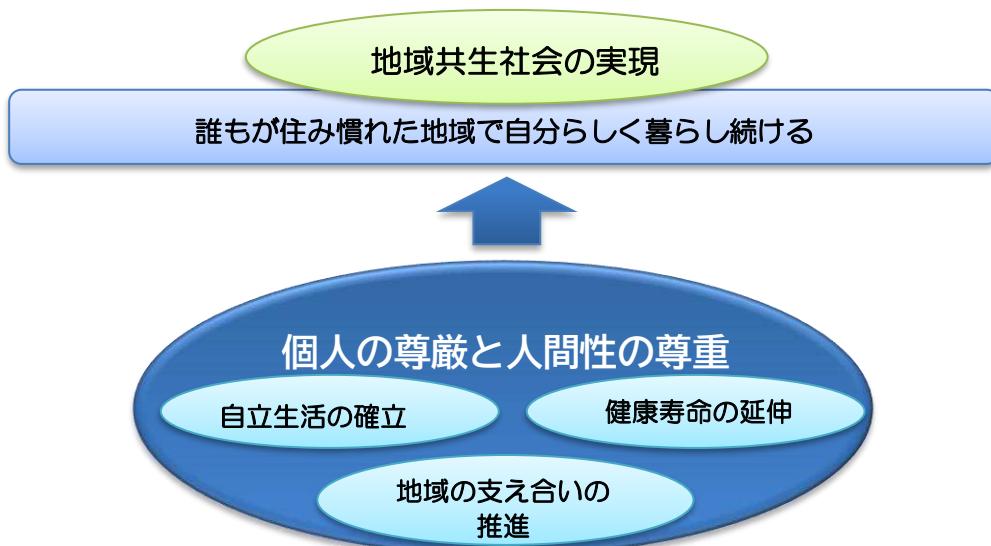


## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

「地域共生社会※」の実現に向けて、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、「個人の尊厳と人間性の尊重」を基盤とした、「自立生活の確立」、「健康寿命※の延伸」及び「地域の支え合いの推進」を基本理念とします。また、以下の基本的な考え方方に沿って施策を推進します。



#### 基本的な考え方

- ・お互いの存在と人格を尊重し、多様な価値観を認め合って、誰もが平等に大切にされる地域社会をつくる。
- ・誰もが生きがいと役割を持ち、自分らしく活躍できる地域社会をつくる。
- ・誰もが暮らしの中で直面する様々な困難について身近な場で安心して相談ができ、その人に寄り添った包括的な支援を受けることができる仕組みを確立する。
- ・誰もが自らの意思が尊重され、自立した生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉などの担い手の確保・育成に努め、必要なサービスが切れ目なく総合的に提供されるようにする。
- ・誰もが生涯にわたり健康で活力あふれる生活を送ることができるよう、ライフステージ※や心身の状態に応じた健康施策を推進する。
- ・人と人、人と社会がつながり、互いに支え合いながら、誰もが孤立することなく安心して暮らすことができる地域社会を、区民と事業者、区が共に力を出し合ってつくる。
- ・「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、誰もが持つ力や個性を生かして地域づくりに参加するとともに、保健医療福祉に関する政策形成過程に参画する機会を充実する。

## 第2章 計画の基本理念・重点的な取組等

### 1 計画の基本理念と基本的な考え方

#### (1) 基本理念

本計画は、地域福祉計画と老人福祉計画の性格を併せ持つ目黒区保健医療福祉計画との一体性を保つものであることを踏まえ、基本理念を次のとおりとします。

**『住み慣れた地域で自分らしく暮らし続ける』**

#### (2) 基本的な考え方

区では、基本理念の実現に向けて、次の考え方へ従って施策を推進します。

##### ■ 区民の共同連帯

区民の共同連帯の理念に基づき、要介護者やその介護をする家族等を地域社会全体で支えます。

##### ■ 地域福祉の一環としての制度の運営

住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に住み慣れた地域で提供される「地域包括ケアシステム」の推進を基本に、区民・行政をはじめとする関係者の協働による地域福祉の一環として、介護保険制度を運営します。

##### ■ 自立支援と介護予防

高齢者が個人の尊厳を保持し、その有する能力・状態に応じて、社会に参加しながら自立した日常生活を営むことができるよう、保健事業等との連携を図りながら要介護状態の発生や重度化を可能な限り防ぎ、さらには軽減を目指す介護予防の観点に立った施策を推進します。

## ■ 保険者機能の強化

区の実情に応じた事業を効果的に展開するとともに、P D C Aサイクル※に沿って事業の実施状況を検証し、取組内容の改善を図ります。

また、介護サービスが介護保険制度の目的に沿って提供されるよう、給付の適正化等に取り組みます。

## ■ サービスの充実

サービスの質の向上を図るため、事業者の人材育成や人材確保への支援を行うとともに、介護サービス事業者等と連携を図り、地域住民等の多様な主体による多様なサービスの充実を図ります。

## ■ 利用者本位と利用者保護

利用者が必要とするサービスを利用者自らが適切に選択できるよう、また、事業者間の適正な競争の下で良質なサービスが提供されるよう、区民等に向けて介護サービス情報を積極的に提供します。

事業者との契約によるサービス利用において、自らが契約することが困難な人を含め、全ての利用者がサービスを受ける上で不利益を被らないよう、利用者等からの苦情に適切に対応するとともに、事業者指導を強化します。

## ■ 介護サービス基盤の整備

住み慣れた地域で必要なサービスが利用できるよう、民間活力の積極的な活用により、介護サービス基盤の整備を進め、必要なサービス供給量を確保します。

## ■ 公平で公正な負担

負担と給付を明確にし、そのバランスを図り、公平で公正な負担に基づき制度を運営します。

## 第3章 基本的な考え方

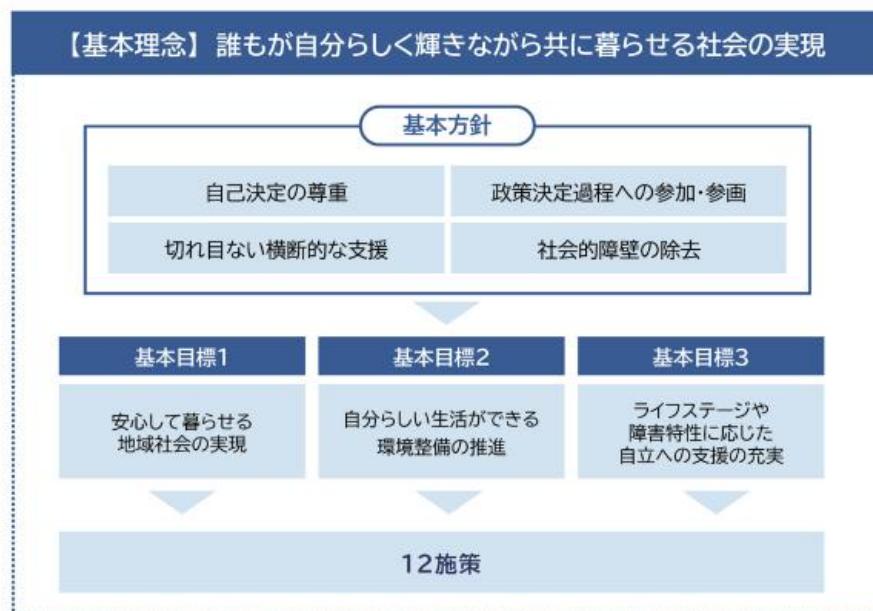
### 1

### 基本理念

障害福祉施策を推進していくことにより目指す社会は、全ての区民が社会の一員として生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らすことができる、誰にとっても暮らしやすい社会にほかなりません。

このため、障害の有無にかかわらず、誰もが等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるとともに、相互に人格と個性を尊重し合いながら、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、基本理念は「誰もが自分らしく輝きながら共に暮らせる社会の実現」とします。

#### 「基本的な考え方」のイメージ図



## 2 基本方針

基本理念の実現に向けた取組を進めていくにあたり、基本となる考え方や姿勢（基本方針）は次のとおりとします。

### 自己決定の尊重

障害のある人が社会のあらゆる活動に主体的に参加するために、本人の自己決定を尊重し、自らの意思で望む生活のあり方を選択・決定し自己実現できるよう、意思決定の支援を行います。

### 政策決定過程への参加・参画

障害のある人は、障害のある人として生きてきた経験を活かして、社会に貢献をできる社会の一員であり、障害福祉施策に係る政策決定過程においては、障害のある人が参加・参画し、意見を反映できるよう留意します。

### 切れ目ない横断的な支援

保健・医療・福祉をはじめとした各分野連携のもと、地域で安心して暮らしていくための適切なサービスの確保と質の向上を図り、障害のある人とその家族に対し、ライフステージや障害特性に応じた切れ目のない横断的な支援を行います。

### 社会的障壁の除去

障害理解・差別解消の推進、物理的障壁、情報取得・利用や意思疎通に係る障壁など社会参加の妨げとなる社会的障壁をなくし、障害のある人があらゆる場面で個性豊かに輝ける環境づくりを行います。